

【以善会レポート】第十五弾

『慊堂諫艸』註釈(三)

Ⅱ 太田資始の継嗣に関する意見書Ⅱ

中山正清

(j) 駒千代の祟りという風聞

○然所^{しかるところ}、去十月中中村彦右衛門⁸⁶申聞候は、此度閏^{このたびろう}

樹院様^{じゅいん}⁸⁷御位牌両地とも御菩提所⁸⁸に無之候に付、被

仰付候。右は神主^{しんしゅ}⁸⁹に被遊候間、右寸法製作等私よ

り木津屋⁹⁰へ申付候様、且又御裏書を御筆に而

被遊候間、御文案案可仕^{つかまつるべし}と申聞候⁹¹。扱^{さて}此閭樹

院様御事は瑞華院様^{ずいけいん}⁹²御掛りに而御撰之寛永

系図⁹³にも不被載^{これをのせられず}之

御先代様いまた洋之進様と奉申^{もうしあげたてまつり}上候節、熱海

御入湯に而始^{はじめて}而御聞に入、其地医王寺⁹⁴に御墓並^{ならびに}

御位牌御坐候に付御参詣被遊^{あそばされ}、私も其日御供仕候

而、御墓も今に相覚申候⁹⁵。夫^{それ}より始而此君之事御

家中にても存候事に御坐候。夫より此君御生害^{しょうがい}⁹⁶

被遊候を此様に御構無之により御家之御血統

御衰微⁹⁷も此君之御崇^{たたり}もやと申様之説も有之、御

墓所なども

御前様御代に相成り^{みよ}⁹⁸長塩宗山⁹⁹勤中申上出来仕

候。此度尚又御位牌之事被仰出候も御血脈

之の

御奥様¹⁰⁰御癩性^{かんしょう}¹⁰¹に被為入、

御前様にも女中腹^{じょちゅうばら}に御姫様両度御誕生之所

皆御早世^{そうせい}¹⁰²、近日尚又女中流産仕候事^どなとも思合

候故、右御位牌も出来候由、実之事に御坐候哉^や。

86・天保五年（一八三四）のものとみられる『遠江国掛川分限帳』に「五拾俵四人扶持 中村彦一」、「六石貳人扶持 勘定地用掛り 中村彦作」が載っており、このいずれか、またはいずれかと関係する人物であろうか。

【『遠江掛川分限帳 天保5年』（掛川市立図書館図書館ボランティア掛川地方史研究会）】

87・太田駒千代（天文二十二年へ一五五三）〜永禄七年（一五六四）のこと。父康資が北条氏康に背き安房に逃れたとき、駒千代は伊豆国熱海の医王寺で氏康によって自害させられた。

【前掲『新訂寛政重修諸家譜 第四』三七三頁】

・正徳四年（一七一四）以前にまとめられた『太田家記』によれば、康資の孫に当たる資宗の姉で井上政重に嫁した妙浩院が、「駒千代様が太田家に祟っている」と言ったとの記述がある。当時の太田家にどんな不吉なことがあったかは不明だが、『寛政重修諸家譜』に資宗の長男資政について「故ありて嫡を除れ」（わけあって嫡子から除かれ）とあるのに関係するかもしれない。

その後、太田家では駒千代のことは忘れられてしまったようで、太田資言が藩主就任前の文化五年（一八〇五）に慊堂らとともに熱海に遊んだ際、資言らは駒千代のことを知ってショックを受けている。

【前掲『以善会レポート 第一〇弾』「斎田茂先の歴史研究」】

88・太田家の江戸の菩提所本行寺と伊豆国三島にある菩提所妙法華寺のこと。妙法華寺には主に太田家宗家の歴代当主が、本行寺には正室や早世した子女らが葬られた。

【前掲『家譜』巻之三／巻之五】【前掲『掛川藩から松尾藩へ 近世編』所収「御代々法号」二／七頁】

・本行寺は、太田道灌の孫資高が江戸城内平河口に建立し、宝永（一七〇九）に現在地（荒川区西日暮里）に移転した。

【東京都荒川区公式サイト「本行寺」】

89・神主（しんしゅ）は、儒葬で死者の官位・氏名を記し、祠堂に安置する位牌。

【前掲『広辞苑』「神主」項】

・『慊堂日暦』文政七年十一月六日条に、以下の記事がある。

君命にて閨樹公の神主を作る。梓人を召してこれを謀るべし。今日は山荘に入るを以て、櫻宇よりの帰次、梓人をよぎってその木を庇す。

梓人（しじん）は大工の棟梁。慊堂は駒千代の神主を作るよう資始から命じられ、林述斎の息子である櫻宇のところから隠居場の石経山房に帰る途中、大工の棟梁のところに寄って、神主用の木材を確保したという

意味か。

【前掲『慊堂日暦1』】

【前掲『広辞苑』「梓人」項】

90・註89にみえる梓人（大工の棟梁）のことか。

91・『慊堂日暦』文政七年十一月二十八日、二十九日条に、以下の記事がある。駒千代の位牌に記す文案であろう。

○閨樹院君の牌主

重正、瑞、見、高、随、慈、大、悟、見。永禄七年八月二十八日。閨樹院殿（駒千代）。背に十世の祖を記す。覚林院殿の伯兄。駒千代君は年十二にて熱海医王寺にて自刃し、因つてここに葬る。後二百六十一年、始めて牌主を江戸谷中村本行寺墳廟の室中に置く。従孫^欠敬書。

【前掲『慊堂日暦1』】

92・頭註に「資宗」。

・太田資宗（慶長五年へ一六〇〇）〜延宝八年（一六八〇）。寛永十年（一六三三）から六人衆（後の若年寄）の一人として幕政に参画。同十五年から三河西尾藩（三万五千石）藩主。同十八年から『寛永諸家系図伝』編纂に着手し同二十年完成。正保元年（一六四四）から遠江浜松藩（三万五千石）藩主。【前掲『日本史人物辞典』「太田資宗」項】

93・『寛永諸家系図伝』のこと。同書の太田氏系図に駒千代は載っていない。

【『寛永諸家系図伝 第三』（続群書類従完成会、一九八〇年）三九頁】

94・熱海市咲見町にある臨濟宗妙心寺派の寺院。明治十三年（一八八〇）四月十八日の大火までは同市銀座町にあったが、同十四年に現在地に移転した。旧境内にあった駒千代の墓なども、このとき移したが、大正四年（一九一五）に鉄道省によって熱海線の敷地として墓地が買収されたため、さらに桃山町に移転した。明治十四年に駒千代の墓を移すとき、墓地から刀が出土し、同寺は太田家に贈ったという。

【太田君男著『熱海物語』（国書刊行会、一九八七年）二三九頁】

95・医王寺にあった駒千代の墓について慊堂は「医王寺閨樹公墓」という文

で、「木こりや牛飼いが勝手に入り込み、犬やウサギが歩き回っている」
（原漢文）とし、「惨めな気持ちで楽しむことはなかった」（同）と、墓を
見た資言の様子を記している。文化五年（一八〇八）八月、藩主の資順が
墓を再建している。

【前掲「斎田茂先の歴史研究」】

96・殺すこと。自ら死ぬこと。自害。

【前掲『広辞苑』『生害』項】

97・太田家の血統の「衰微」は、当主の資順、資言が数年のうちに相次いで
亡くなり嗣子がなかったというだけではない。資愛の長男で資順・資言の
兄資武が天明四年（一七八四）に二十四歳で父に先立って死去し、資武の
子湧之助も早世している。

【前掲『新訂寛政重修諸家譜 第四巻』三八二頁】

98・医王寺の駒千代墓所は文化五年（一八〇八）に資順が再建している（註
95参照）ので、資始は本行寺にも駒千代の墓を建てたということである
うか。

99・長塩信方（寛保二年（一七四二）〜文政六年（一八二三））、宗山と号す。

文化五年（一八〇八）に資言、慊堂らが熱海に遊び、駒千代を再発見した
ときに同行。信方の死後、慊堂は『宗山居士画像賛序』を書いている。息
子の信行も慊堂と親しかった。

【前掲『松崎慊堂』一一〇頁】

・通称は祐左衛門。近習、近習頭用人兼公用人を務めた。禄高は百石。

【『松崎慊堂全集 二』（冬至書房、一九八八年）所収

「宗山居士画像賛并序」四六二頁】

【『三百藩家臣人名事典 4』（新人物往来社、一九八八年）

「掛川藩」項】

100・資言の娘、名は條。母は越後長岡藩主牧野忠精の娘の見修院。「氣
疾」のため夫の資始が大坂城代、京都所司代として現地に赴任しても同
行できなかった。天保三年（一八三二）八月十七日死去。享年二十六。

【『松崎慊堂全集 二』（冬至書房、一九八八年）所収

「君夫人墓誌」一八九〜一九一頁】

101・神経過敏で激しやすい性質。

【前掲『広辞苑』『癩性』項】

102・『慊堂諫艸』の書かれた文政八年（一八二五）までに早世した資始
の子は智福君（文政四年五月二十日死去）、恵巖君（同六年六月二十三日

死去）がいる。

【『御年回六十之図』…太田家歴代当主や妻室、子女の法号、死去の年月日を記す。掛川市立中央図書館にコピー蔵】

(k) 「埒もなき」忠誠

御奥に而は見修院様¹⁰³被相越、

御奥様に御病氣之祈祷とて御勧被申上毎日鰻^{ばん}

鱺^{れい}104を放生^{ほうじょう}105御坐候由。右は風聞に而虚実之事は指^{さし}

置、右様之風聞御坐候も、皆御血統御衰微

御前様御養君に被為入候事故、御側近面々存付^{ぞんじつき}106

奈何様にも此上之御繁盛を願候心より起る事に而、

いつれ神妙之事、其忠誠感し入候事に御坐候。乍^{しかし}

然理否不相分之心より起候忠誠に而、必竟埒も無^{らち}

き¹⁰⁷乳母かゝ¹⁰⁸之誠^{まこと}に御坐候。放生之事^どとは取揚て

論するに不足候。

103・資言の正室で條の生母。牧野忠精の娘。

【前掲「君夫人墓誌」一八九頁】

・牧野忠精（宝暦十年へ一七六〇）ゝ天保二年へ一八三一）は、明和三年（一七六六）に越後長岡藩主を継ぎ、松平定信失脚（寛政五年へ一

七九三）後に改革路線を引き継いだ「寛政の遺老」の一人。享和元年（一八〇一）から文化十三年（一八一六）まで老中を務めた。

【前掲『日本史人物辞典』「牧野忠精」項】

【前掲『新版角川日本史辞典』「江戸幕府諸職表」】

・見修院は文化七年（一八一〇）八月十六日に死去。

【前掲『御年回六十之図』】

104・うなぎ。

【諸橋徹次著『大漢和辞典 卷十二』（大修館書店、一九五九年）

「鰻」項】

105・捕えた生物を放ち逃がすこと。仏教で慈悲の行いとする。

【前掲『広辞苑』「放生」項】

106・思いつき。

【前掲『広辞苑』「存じ付き」項】

107・つまらない。

【前掲『広辞苑』「埒も無い」項】

108・嬢。庶民社会で、自分の妻または他家の主婦を親しんで呼ぶ称。かかあ。

【前掲『旺文社古語辞典』「かか」項】

（1）二百年以上後に崇るのは不道理

武庵様^{ぶあん} 109 小田原御出奔^{しゅつぽん} 110 之節、閨樹院様は御嫡

子之事故^{ゆえ}さそや御連れ房州^{ぼうしゅう} 111 へ被^{おと}為^{され}落度^{たく}思召^{おも}さ

んなれとも、右様被遊候内^{みぎよう}には御身之上危く道

湊様之御血統も夫迄^{それまで}に絶候故、無^{よんどころなく}抛^{そのまま}其儘^{さし}に被

指置御出奔被遊候故、御家今日之御繁栄も

被^{あらせられ}為^れ在候。戦国^{せんごく}之世武家之子君父之ため死ぬる

は当りまへ之事、聊も可恨道理無之候。万一閔

樹院様御崇御坐候は、御舍弟重正君御

旗下に被為召候節か、其御子瑞華院様御大

名に被為成候節に御崇可有之。それはなくて二

百四五十年の後十二歳之御小児様か始而御崇

に而御血統もたへ、

御奥様御癩性、御姫様連々御早世なと申

事、可被遊道理無之候。／

109・頭註に「康資」。

・太田康資（享禄四年（一五三一）〜天正九年（一五八一））。北条氏康に従って武田信玄との戦いで武勇を知られる。永禄六年（一五六三）冬、氏康に背き安房に逃れ、里見義弘に属す。同七年に氏康と義弘が戦った下総国府台の戦いで、康資は八尺の鉄杖を振るって多くの敵兵を撃った。

【前掲『寛政重修諸家譜 第四卷』三七二〜三七三頁】

110・逃げて跡をくりますこと。

【前掲『広辞苑』「出奔」項】

111・安房国の別称。

【前掲『広辞苑』「房州」項】

112・頭註に「重政」。

・太田重正（永禄四年（一五六一）〜慶長十五年（一六一〇））。太田康資の子、駒千代の弟、徳川家康の側室英勝院の兄。康資が安房に移ったのに従ったが、父の死後は佐竹義重に仕えていた一族の資正（三楽斎）を頼り常陸へ赴く。天正十八年（一五九〇）、家康が関東入国に当たり名家の諸

士を召したとき、重正も応じて武蔵国豊島郡で五百石を領した。

【前掲『寛政重修諸家譜 第四卷』三七三～三七五頁】

113・太田氏で初めて大名に取り立てられたのは資宗。註92参照。

114・駒千代のこと。

(m) 崇るとすれば太田家三十余代の霊

／○もしや世人の申崇りと

申事 弥有之事ならば、私所見は大に違ひ申候。

抑御家の初は清和^{はじめ}の皇子桃園親王^{ももぞの}より源三

位頼政卿^み以来、道灌様を盛とす。夫より見了院

様にいたり始而御血脈絶へさせられ候。誰にもせよ

其子其孫を外にいたし、何の罪咎^{つみとが}もなき血脈を

打捨置^{うちすておき}、他人の子孫を養子にして先祖以来之家

を譲り与へ候事あるへきや。もし左様之事を

子孫にいたしたらんには、先祖たるものもし存生^{ぞんじょう}

ならば承知いたすましく、されは死後之霊有之

候は、心よき事は無之、崇りも有らはあるへし。桃園

親王以来三十余代の御先祖様方もし尊霊如

在^{さい}118 ならば、御末家に御血統あるを

御先代様御役人共御構^{おかまい}不申、武内宿祢公^{たけのうちのすくね}119 の御

子孫¹²⁰に何故^{ゆえ}なく御家を御継せ申た^ばらは、此こそ

三十余代之尊霊御恨一団^{ひとかたま}りになり候て崇玉^{たま}ふ

事も可有^{かよう}之候。个様之事和漢に例^{はなはだ}甚多候得^どとも

私共は決而構^{かまい}121 不申。／

115・清和天皇（在位天安元年（八五八）～貞観十八年（八七六））。史上初めて幼帝で、藤原良房・基経が政治を主導した。

【前掲『日本史人物辞典』「清和天皇」項】

116・清和天皇の皇子貞純親王のことで、その子孫が清和源氏とされる。

『尊卑分脈』によれば、貞純親王が一条大宮の桃園池で七尺の龍となったという夢を多くの人が見たため、桃園親王と呼ぶようになったという。

【『新訂増補国史大系六〇上 尊卑分脈 第三篇』

（一九六一年、吉川弘文館）六〇頁】

117・源頼政（寛弘元年（一一〇四）～治承四年（一一八〇））。平氏政権下で従三位にまで昇進したが、治承四年に以仁王を奉じて反平氏の兵を挙げ、宇治で敗死した。弓の名手、歌人としても有名。

【前掲『日本史人物辞典』「源頼政」項】

・太田家は頼政の子孫を称した。

【前掲『寛政重修諸家譜 第四卷』三六九頁】

118・神を祭るのに、眼前に神がいるように、つつしみかしこむこと。

【前掲『広辞苑』「如在」項】

119・武内宿祢は景行天皇から仁徳天皇までの五代に仕えたという伝説

上の人物。

【前掲『日本史人物辞典』「武内宿祢」項】

・堀田氏が祖と称する紀氏は武内宿祢の子孫とされる。

【『新訂寛政重修諸家譜 第十卷』四〇四～四〇六頁】

120・堀田氏出身の資始のこと。

121・氣にする。

【前掲『広辞苑』「構う」項】

(n) 男系が大切な理由

／○必竟^{ひつきよう}男子血脈にて家を継

候^{わけ}訳、何によらず男女雌雄^{ひんぼ}牡牝とも人より鳥獸

迄^{まで}男の方の種を女の方にうけてそれを子宮の

内に而^て育て、人は十月^{とつき}にて生れ馬は十二月にて生れ申

候故、男ならては種^{これなく}無之女をらねは其種を育す

る事出来不申候。なれども女に種なき故貴人の

種を下賤の女か産^がみ候ても、やはれ^(マ)貴人に御坐候。

貴人の女に賤男^{しずお}の種を産^{うみ}候ても貴人にはなり不

申候。此にて血脈の道理粗^ほ明に分り申候。／

(o) 死者に喜怒なく崇りはない

／然所、神^{かみ}

不享非類^{1 2 2}とて先祖死後の魂魄^{1 2 3}を神と申て血

脈^が一氣故^{ゆえ}、血脈の子孫に其神より^{1 2 4}候而祭をうけ

申候。種かわりの異姓には血脈のかよひ無之故^{これなきゆえ}、祭

り候とても先祖の神受ける道^{絶え}たへ申候。左すれば異

姓にて其家を受^ばは、たとへ女に婿を取りても其子

は婿の血脈故女^{ゆえ}の先祖とは血脈のかよひ無之候^{これなく}

故、他姓にて受^{うく}はは其家の先祖より所^抱を失ひ申候。

其を神不享非類と申候なれば、先祖の恨^{うらみ}は定^{さだめ}

而可有^て之なれとも、死者神となる上は生人^{せいじん}のよう

に其心に喜怒^どなともなく、惟^{ただ}子孫により候^{まで}迄故、

崇^{もつす}と申事は無之候。／

1 2 2・神は非類を享けず（神は祭祀すべきでない者の祭祀は受けない）。

『春秋左氏伝』の以下の話の中に、「神不歆非類」の語が出てくる。

晋の恵公が讒言のために自殺した恭太子を改葬したが、太子の霊は狐突に「天帝が晋を秦に与えることを認めたので、私の霊は秦が祭ることになる」と話しかけた。これに対し狐突は「神は祭るべからざる者の祭を受けないし、民は祭るべからざる他族の祭りをしないと聞いております。もし晋を秦に与えれば、あなたの祭は絶えるの

ではありませんか。それに民には罪はありません。罪なき民に亡国の苦しみを受けさせ、あなたの祭を絶えさせることになります。どうかよくお考えください」と述べた。すると太子の霊は「承知した。もう一度天帝にお願いしよう」と、晋を秦に与えることを中止して恵公を秦に敗戦させることで恵公だけを罰することとした。

【鎌田正著『新釈漢文大系第三〇巻 春秋左氏伝一』（明治書院、一九七一年）三〇二～三〇三頁】、

【久富木成大「釈巫史―『左伝』における占いと予言」（『金沢大学教

養部論集 人文科学篇』（一九八七年）一〇～一一頁】

1 2 3・（死者の）たましい。精霊・靈魂。 【前掲『広辞苑』「魂魄」項】

1 2 4・神霊・物の怪などが乗り移る。

【前掲『広辞』「寄る・凭る・頼る」項】

（P）道理に暗い人ばかり

／ 必竟崇と申ものは死者

は無之、皆生者の心より起申候。生て居るもの死者

に対し何そ不道理の事有之より、何か禍か有か迷

惑な事有かすれば、彼死者之崇てはなきやと疑

ふ所に、坊主や山伏やか説を乳母やかゝよりとやかく

申をいつとなく真にうけるより心の迷となり、竹

の葉が動ても嵐か騒いてもそれ出たそれ来たと存

するように恐候もの也。其心か積り候と病氣になり

たり或は狂氣したり横死¹²⁵したりするにいたる。此は

兼て御読遊しゝ左伝¹²⁶に妖由人興¹²⁷と御坐候也。

然れば道理之明^{あきらか}なる人には崇と申事無之候。道

理之暗きものか寄合て其心か一団^{かたま}りになり候得は、

夫か崇となり候て其家かたへ亡るにいたるもまゝ

御坐候。されは世に崇なしと申道理^{あきらか}迄明に見拔

候ものは万人に一人もなく、いづれも道理暗き人^ばは

かりに御坐候。それ等の迷の心より起るか誠も偽^{いつわ}

りも一団^{かたま}りになりて崇と申事に相成り候。／

125・事故・殺害など、思いがけない災難で死ぬこと。不慮の死。非業の死。
【前掲『広辞苑』「横死」項】

126・孔子が魯国の記録を筆削したという史書『春秋』の注釈書の一つ『春秋左氏伝』のこと。
【前掲『広辞苑』「左伝」項】

127・妖は人に由りて興るなり（妖しいことは人間によって起こる）。
『春秋左氏伝』に以下のような話が載っている。

鄭の城内の蛇と城外の蛇が戦い、城内の蛇が死んだ六年後、鄭の君主らが殺され、追放されていた鄭の厲公が都に戻ることができた。これを聞いた魯の壮公が大夫の申繻に「やはりそのような怪しいことがあるのだろうか」と尋ねると、申繻は「人が気にしていることがあると、その気が燃えあがって妖怪がおこるものです。妖怪とい

うものは人間自身からおこるもので、人にすぎがないと、妖怪それ自身からおこるものではありません。人間が常を守るべき道を行わないと妖怪が起ります。鄭が常の道を行わないからこそ妖怪がおこったのです」と答えた。

【前掲『新釈漢文大系第三〇巻 春秋左氏伝 一』一九三〇—一九五頁】

(q) 道理に暗い多勢には勝てない

／たとへば

御支配¹²⁸の堀の内¹²⁹祖師^{そし}は木にて刻みたる像にて、も

とは日^碑もん谷^文¹³⁰に某^{もうす}と申^{もうす}日蓮宗の寺有之所、主僧不^ふ

届^{とど}之事ありて其寺取払に被仰付たる¹³¹を、禪か

天台にて其寺をもらひ申候。其節^{かの}彼木像は門前

にすてられたるを日蓮宗之道心坊¹³²背負^{せおい}て堀の内

へ参り日蓮自作とやらん申より、彼宗^{かの}のものとも

追々尊信して次第に栄へ、今はいさり¹³³か立たの死者

か蘇^{よみがえつ}たのと申にいたる。此木像に靈有るにはあら

されども尊信^{おびたしき}の夥敷^{それら}故、其等の心か一団りになる

故、其様^{そのよう}なる不思議もある様になり申候。それゆ^故へ

道理の明なる小勢は道理の暗多勢にはかたれくろき 勝

不申候。此を人情^{1 3 4}と申候。されはば

御前様の御家を継せらるゝを数千の御家来つが

六七万の百姓とも、道灌様以来血統たへたりと存絶

し候心こそおそろしく奉存候。たとへ御役人共とじ

御側近く御懇命を蒙候ものと数十人くらいにしょうむり

て根気限り奉祈候ても、六七万以上の道理暗きもいのりたてまつり

のゝ思か一団りに集り自然と結て崇となるにはおもいが むすんで

とても勝たれ不申候。右に付申上候は古より転いにしえ わざわい

禍為福^{1 3 5}と聖賢も被仰たり。今其崇を引かへ福とてんじてふくとなす おおせられ その

遊し、数千の御家来六七万の百姓は申に不及、上はあそば およばず

公方様を初奉り天下中に世にもめて度賢君とくぼう はじめ でたき

御前様を称し奉り、しかもしょう

御夫婦様より御子孫迄御繁栄相違なき道理に遊まで あそばす

しかたは、前文申上候御養（子カ）の御事、惟仕方 ただ

御前様の急度きつとかく遊し度と申御一念にて、此掌たなごころをか返

へすすよりもやすき御事に御坐候。／

128・太田資始は文政五年（一八二二）から十一年（一八二八）まで寺社奉行を務めていて、寺院はその管轄下にあった。【『太田家譜』巻之五】

129・東京都杉並区にある日蓮宗寺院の妙法寺のこと。同寺は目黒碑文谷の法華寺の末寺だったが、元禄十二年（一六九九）に身延山久遠寺の直末となり、このとき法華寺から「除厄（やくよ）け日蓮大聖人の霊像」（除厄け祖師）を迎え、霊験あらたかで人々の信仰を集めたという。

【ホームページ『日蓮宗本山やくよけ祖師 堀之内妙法寺』】
・落語「堀の内」は、妙法寺を題材としている。噺の概要は、そこつ（そそっかしい）者がそこつを治すため、堀の内のお祖師さまにお参りしようと歩き出したが、反対方向の両国の方に行ってしまったたり、観音様とお祖師様を間違えたり。出直して堀の内にお参りできたが、その後もそそっかしいのは治らなかったというもの。

【前掲『増補落語事典』「堀の内」項】
130・碑文谷。東京都目黒区の名。

131・関東の日蓮宗不授不施派を統率していた碑文谷の法華寺が、元禄十一年（一六九八）に取りつぶされたことを指すのであろう。法華寺は天台宗に改宗、天保五年（一八三四）には円融寺と改称し、現在に至る。【目黒区公式ホームページ「歴史を訪ねて 円融寺」】

・不授不施派とは、法華経の信者以外には布施を受けず、施さぬ主義で、幕府に禁圧された。
【前掲『広辞苑』「不授不施派」】

132・乞食坊主。【前掲『広辞苑』「道心坊」項】

133・足の立たない身体障害者。【前掲『旺文社古語辞典』「ゐざり」項】

134・人心の自然の動き。【前掲『広辞苑』「人情」項】

135・『戦国策』（前漢の劉向（りゅうきょう）編）「燕巻」に、蘇秦が斉の宣王に対し、強国である秦・恵王の娘婿の燕・易王から斉が奪った十城を燕に返還すれば、秦も燕も斉に恩義を感じることにすると説得す

る言葉の中に「転禍為福」の語がある。

【福田襄之助・森熊男著『新釈漢文大系第四九巻 戦国策〔下〕』

（明治書院、一九八八年）一二二七～一二二八頁】

（r）血脈に返せば後世までも名譽

／尚太郎様は最早

廿歳近く、

御前様御養子には御不釣合にも可被思召、其下に

猶御幼稚之方両三人も御在候様に承及候。右之内

を御扱被遊御壹人御養子に被成候は、万一

御先祖様方此迄御恨御坐候とも、誠の御血脈に

御かへし被遊、唯今迄御祭もたへさせられたる所、再び

御血脈によらせられ候ようになりたるを御歎ひ

被遊、六七万の御家来御百姓も難有

我君の思召とするもしらぬも可奉仰。其難有と

申大勢の心が一団りに相成候得は、それか御繁栄

の根本にて、御役人共御側近御懇命を蒙るものと

もと数千の御家来六七万の百姓どもとも一同に御祈き

禱とう仕るにて御坐候。それより

上様¹³⁷にも必定¹³⁸御感心被遊、

御前様は御年若には候へとも格別どの心懸ケある

ものと自おのずと御覺も深くならせらるへし。且は前文申もうし

上候あげ、

御前様御家に御養君に被為入候を世上にて

堀田様は張りあてた手も不濡ぬらさずに五万石をとられ

た、太田様は先祖代々御苦勞の遺領いりようを血脈の方

をすてゝ他姓にわたされたなとど笑合申候もの者どと

もゝ、奈何様いかよう

御前様は御厚運こううん、御厚運之御方はまた格別之御

器量御徳義もあらせ候もの哉かな。堀田様は養子に

しやつたり、太田様は養子にももらつたりと、貴

方叟様ほうそうにも

見了院様にも御養実¹³⁹とも格別之御深慮御坐候

と、以前之笑合候事を引かへ御誉申上奉るへし。左候

へは天下後世^{こうせい}迄

御前様之御名誉^{つたえ}伝候事無疑御うけ合奉申上

候。
／

136・当時、内蔵頭には尚太郎以下四人の男子があつた。註37参照。

137・当時の将軍は十一代家斉。

138・たしかに。きっと。かならず。

139・養家（太田家）と実家（堀田家）。

【前掲『広辞苑』「必定」項】

（s）水戸光圀の場合

／○个様申上候ても、証拠なき事にては御疑も

あらせるへし。其証拠と申は、昔水戸御初代中納

言頼房卿^{よりふさ}¹⁴⁰に二人の若殿あり。御兄頼重君¹⁴¹は頼

房卿の御意に不被為入、因而十二万石の高松家

と被為成、其舎弟光圀卿^{みつくに}¹⁴²を六七才にて御家督に被

成候。世に名高水戸黄門義公様にて御坐候。義公

十五六歳に而史記の伯夷伝^{はくい}¹⁴³を読玉ふて、殷の世

孤竹こちくといふ国の君に伯夷しゆくせい叔斉しゆくせいと申兄弟の子あり。

父君兄の伯夷をすてゝ弟の叔斉を世せいし(よつぎ)嗣さだめと定られ

たるを、父卒しゆくして叔斉兄の伯夷に譲りて兄こそ家

督を継つぐるへしとありたれば、兄の伯夷は叔斉の家

督たる事父の命なりとて出奔しゆくほんされたり。叔斉もま

た兄のうくへき家督を受るは不義なりとて出奔

しぬ。此に於いて国人その其中子を立て家督とすといふ

にいたりて、吾等家督となり兄君を高松の末家に

してはすまぬ事と思召、夫それより妾腹しょうふくに懷妊するもの

あれば皆葉はを用もちいて流産せらる。御本腹の御子を

高松家を嗣つがしめ高松家の若殿を御養君あそばに遊さる。

此水戸三代目中納言綱條卿つなえだなり。夫故水戸義公それゆえを

当時とうじ

厳有げんゆう・常憲御両代じょうけんにも格別御尊敬被遊、今日迄も

義公申せは誰ばにても難有御君と申様に御名誉ありがたき

伝り申候¹⁴⁴。此は御兄様の御家督たるへきを父の

命故御幼年にて何の弁^{わきま}へなく被為受候を、御

成長にて不義と思召候て其御子様にかへし玉^返ふ

なり。

御前様にも御幼年に而御家を継せられたる事、義

公と御同様に被為入候得とも、

御前様は紀姓にて御家は源姓なれば、水戸と

高松家との御兄弟とは猶又格別之御相違に御坐

候。兄の家督を同腹之弟受たるさへ右之通なれば、

御紀姓に而源姓を被為継たる所を能々御推

窮^{きゆう}¹⁴⁵被遊、くれ／＼も御末家より御養子の御事

急度^{きゅうど}¹⁴⁶思召被立候事、奉（乍力）¹⁴⁷恐道理にも人情にも難遁^{のがれ}

御事に御坐候^{ござそうろう}¹⁴⁸／

140・徳川頼房（慶長八年へ一六〇三）ゝ寛文元年（一六六一）。徳川家

康の十一男、母は正木氏於万の方（養珠院）。太田康資の女で家康の側室となった英勝院に養育される。水戸藩（二十八万石）徳川家の祖。

【前掲『戦国人名辞典』『徳川頼房』項】

141・松平頼重（元和八年へ一六二二）ゝ元禄八年（一六九五）。寛永十六

年（一六三九）に常陸国下館で五万石を領したが、同十九年に讃岐国高松十二万石の領主となった。 【前掲『日本史人物辞典』「松平頼重」項】

・頼重の母は、常陸松岡城主の戸沢政盛の家臣谷重則の娘の久子。頼房は久子を寵愛していたが、頼重が生まれたときは、久子を側室として幕府に届け出る前だったので、世子とすることは無理だったという。

【鈴木暎一著『徳川光圀』（山川出版社日本史リブレット人、二〇一〇年）八頁】

・関係する水戸家の略系図は以下の通り。



【前掲『徳川光圀』九頁より作成】

142・徳川光圀（寛永五年（一六二八）〜元禄十三年（一七〇〇）は『大日本史』編纂を進めるなど水戸学の基礎を築き、まもなく光圀の逸話や伝記が書かれ、近世後期にはそれらに影響された光圀を名君とする講談・実録本が記された。 【前掲『新版角川日本史辞典』「徳川光圀」項】

・光圀の母は頼重と同じ久子。光圀が跡継ぎとなった事情については、久子の産んだ頼重を世子に立てられなかったので、光圀を世子にするのは將軍家光の命令という形にして他の側室の嫉妬をかわしたと考えられるという。 【前掲『水戸光圀』八〜十頁】

143・司馬遷著『史記』の「列伝」に、以下の話が載っている。

殷の諸侯孤竹君に伯夷と叔斉という子があり、父は弟の叔斉を跡継ぎにしようと考えていた。父の死後、叔斉は兄の伯夷に跡を継いでもらおうとしたが、伯夷は父の考えに背くとして立ち去った。叔斉も跡を継ぐわけにはいかないと、兄の後を追って去ってしまったので、国の人は真ん中の子を跡継ぎとした。

伯夷と叔斉は周の武王が殷の紂王を討伐しようとするのを諫めた

が聞き入れられず、周の世になると首陽山に隠棲して餓死した。

【水沢利忠著『新釈漢文大系第八八巻 史記八 列伝一』

(明治書院、一九九〇年) 三四―三五頁】

144・光圀在世当時の諸大名の評判記というべき『土芥讎寇記』巻三の光圀の項に、文武両道を学び、仏道を修行し、学者を招いて学問興隆につとめるとともに、世評も仁礼明哲の良将、天下の至宝たるべしと、最大級の賛辞を呈していると記されている。【前掲『水戸光圀』四頁】・テレビドラマ「水戸黄門」にみられるような、光圀が諸国をめぐるって代官や悪徳商人らの不正を暴く「黄門名君説」は、十八世紀半ばころの『水戸黄門仁徳録』という実録小説が起源らしく、幕末から明治にかけて全国的な広がりを見せた。【前掲『徳川光圀』一―二頁】

145・道理をおしはかつて考えきわめること。

【前掲『広辞苑』「推究」項】

146・すぐに。すばやく。

【前掲『旺文社古語辞典』「急度・屹度」項】

147・「奉」の横に「乍カ」と記されている。これは筆者によるもの。

148・旗本太田家から養子を迎えるよう資始が決断することは、道理の上からも人情からも避けられない、といった意味になろう。

(続)